

# 神戸市公共建築物の定期点検の実施及び報告に関する要綱細則

## (目的)

**第1条** この細則は、神戸市公共建築物の定期点検の実施及び報告に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (点検事項)

**第2条** 要綱第6条で定める点検は、原則として、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、法で定める事項以外の事項について、建築物の用途その他の状況により、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。

- 一 建築物にあつては、平成20年国土交通省告示第282号別表で定める事項
- 二 昇降機にあつては、平成20年国土交通省告示第283号第1第2項及び別表第1から別表第6までに定める事項
- 三 遊戯施設にあつては、平成20年国土交通省告示第284号第1第2項及び別表で定める事項
- 四 特定建築設備等のうち、次に掲げるもの（共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く。以下「指定建築設備」という。）にあつては、平成20年国土交通省告示第285号第1、第2第2項及び別表第1から別表第3までに定める事項
  - (1) 法第28条第2項ただし書又は第3項の換気設備（自然換気設備を除く。）のうち、令第112条第16項（令第113条第2項、令第114条第5項又は令第128条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の特定防火設備を設ける建築物のもの
  - (2) 令第115条の2第1項第7号若しくは令第126条の2第1項の排煙設備又は令第123条第3項第2号若しくは令第129条の13の3第13項の構造に係る排煙設備（排煙機又は送風機を有するものに限る。）
  - (3) 令第126条の4の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）
- 五 特定建築設備等のうち、指定建築設備以外の換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備にあつては、平成20年国土交通省告示第285号で定める事項
- 六 防火設備にあつては、平成28年国土交通省告示第723号第1第2項及び別表第1から第4までに定める事項

## (点検結果の報告)

**第3条** 要綱第6条第1項の報告に必要な書類は、建築物にあつては次の第一号に掲げる様式、昇降機にあつては第二号に掲げる様式、遊戯施設にあつては第三号に掲げる様式、指定建築設備にあつては第四号に掲げる様式、防火設備にあつては第五号に掲げる様式とする。

- 一 神戸市公共建築物定期点検報告書（様式1）
- 二 定期点検報告書（昇降機）（様式2）
- 三 定期点検報告書（遊戯施設）（様式3）
- 四 定期点検報告書（建築設備（昇降機を除く。））（様式4）
- 五 定期点検報告書（防火設備）（様式5）

2 前項で定める報告の書類は、建築住宅局建築指導部に提出するものとする。

3 要綱第6条第2項の報告は、建築物にあつては、原則として要綱第6条第1項に定める点検の実施後速やかに行うものとする。昇降機及び遊戯施設にあつては、基準月（昇降機及び遊戯施設の設置された月）前3ヶ月間に行うものとする。また、指定建築設備及び防火設備にあつては、原則として3年ごとに3年分をまとめて行うものとする。

4 要綱第6条第2項で定める点検は、前条第五号で定める事項についての点検とする。

**（点検関連資料の提出）**

**第4条** 建築住宅局長は、前条に定めるもののほか必要と認める場合には、要綱第6条に定める点検に関する資料等の提出を求めることができる。

**（施行細目の委任）**

**第5条** この細則の施行に関し必要な事項は、建築住宅局長が定める。

**附 則**

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成20年6月6日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成31年4月1日から施行する。